



令和4年7月27日

一般社団法人京都私立病院協会
会長 清水 鴻一郎 様

京都市消防局長
井上 元次
乙訓消防組合消防本部消防長
松岡 隆司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行第7波における救急搬送困難事案の増加
への対策について（依頼）

大暑の候、貴職におかれましては御清祥のこととお慶び申し上げます。

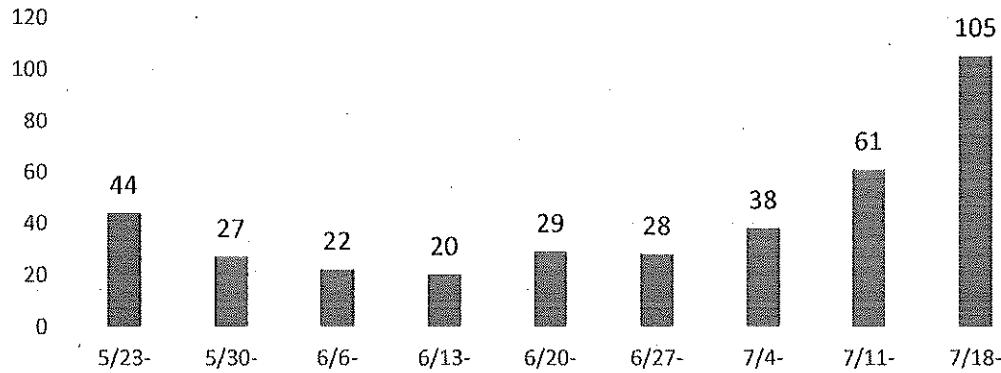
平素は、京都市消防局・乙訓消防組合消防本部管内の消防行政とりわけ救急業務に御理解と御協力をいただき、心から御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症流行第7波に見舞われている現在、両消防本部管内において、救急隊が受入医療機関を早期に確保できない「救急搬送困難事案※」の増加が顕著になっております。

現在、医療機関の選定については、京都府救急医療情報システムに登録されている最新の応需情報をもとに受入交渉を実施し、また、一定以上の交渉時間又は回数に達した場合には、京都市乙訓医療圏の全救急告示医療機関に一斉に受入要請を行う「緊急搬送要請」を運用するなどの対策を講じているところですが、十分な成果は上がっておりません。

※搬送困難事案の定義：救急隊の受入交渉回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上となる救急活動

京都市消防局・乙訓消防管内における救急搬送困難事案数（件/週）



また、新型コロナ陽性患者に限らず、多くの軽症・中等症の救急患者が3次医療機関に搬送されることによって、管轄地域内の3次医療機関の病床不足が慢性化しています。

今後さらに状況が悪化すれば、重症外傷等の重篤な傷病者への対応ができなくなることや、受入医療機関決定に時間を要することで救急要請した方の容態が悪化すること、多数の救急隊の活動が長時間となることで、救急出動に大きな遅延が生じることが懸念されます。

貴会所属の医療機関におかれましては、これまでから両消防本部管内の救急患者受け入れに多大なる貢献をいただいており、また、現下の急激な感染拡大の中、病院内での感染防止対策や診療体制維持のため、並々ならぬ御苦労をされているものと推察致します。

本年1月19日にも両消防本部から「京都府医療情報システムの迅速な入力及び傷病者の受入について（依頼）」と題した御依頼文をお送りしているところではありますが、現在の救急の窮状を御理解いただき、以下のことについて、さらなる御協力を賜りますようお願い致します。

<御協力をお願いすること>

- ・京都府医療情報システムの定時更新に加え、応需状況に変更があった場合には、可能な限り速やかに情報を更新していただくこと
- ・「緊急搬送要請」を適切に受信できる体制を再度確認していただくとともに、同要請があった場合は速やかに応答を入力していただくこと
- ・引き続き、新型コロナウイルス感染患者以外の傷病者（未確定者を含む）の迅速な受入についてより一層配慮していただくこと

誠に不謹なお願いではございますが、ご高配の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

- 京都市消防局
警防部救急課 救急課長 射場 俊行
電話 075-212-6701
- 乙訓消防組合消防本部
救急課 救急課長 竹上 宏
電話 075-953-6046